

石川県犯罪被害者等支援推進計画の策定について

1 趣旨等

- (1) 趣 旨 犯罪被害者等を社会全体で支え、再び平穏な生活を営むことができる社会の実現
石川県犯罪被害者等支援条例第9条に基づき、支援を計画的かつ総合的に推進するため、基本方針や具体的施策を定める
- (2) 期 間 令和4年度～令和8年度の5年間
- (3) 推進体制 国、県、市町、民間支援団体等が連携し、犯罪被害者等支援のための施策を推進

2 基本方針

- (1) 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障
- (2) 犯罪被害者等の個々の事情に応じた適切な支援
- (3) 必要な支援を途切れることなく実施
- (4) 国、県、市町、民間支援団体等の相互連携・協力

3 具体的施策

(1) 損害回復・経済的支援等への取組

- ① 損害賠償請求についての援助等
・損害賠償請求制度等の犯罪被害者等保護・支援に関する情報提供の充実 等
- ② 給付金の支給に係る制度の充実等
・犯罪被害給付制度の適切な運用 等
- ③ 居住の安定
・犯罪被害者等の県営住宅への優先入居 等
- ④ 雇用の安定
・事業者に対する啓発活動 等

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ① 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
・いしかわ性暴力被害者支援センターにおける相談をしやすい体制と切れ目のない被害者支援 等
- ② 安全の確保
・再被害防止措置の推進 等
- ③ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

(3) 刑事手続への関与拡充への取組

- ・刑事手続や被害者参加制度等に関する情報提供の充実 等

(4) 支援等のための体制整備への取組

- ① 相談及び情報の提供等
・市町を巡回するパネル展示の実施
・市町における被害者支援を推進するための情報提供・協力
・石川被害者等支援連絡協議会を通じた連携強化 等
- ② 人材の養成等
・市町職員等支援に携わる職員を対象とした研修会の実施 等
- ③ 民間の団体に対する援助
・石川被害者サポートセンターとの連携・協力 等

(5) 県民の理解の増進への取組

- ・「犯罪被害を考える週間」における県民フォーラムの開催等集中的な広報啓発
- ・二次被害防止に関する広報啓発
- ・中高生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等
- ・DV・性暴力被害防止に関する啓発 等